

## 改修後の図書館サービス拡大等について

### 1 概要

図書館改修に合わせて、新たなサービスの創設や既存サービスの見直しを行うことで、図書館利用の拡大等を行い利用者の利便性向上を図ります。

なお、各サービスの創設や見直しは、関係する例規を全部改正や一部改正することで改修後の運用開始に備えます。

### 2 内容

#### (1) 宅配サービスの開始

来館が困難な町民を対象に図書館資料の宅配サービスを開始します。

##### ①対象者

原則、町内在住で次のいずれかに該当する方とします。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で肢体不自由 2 級以上相当の方や視覚障害で来館が困難な方
- ・65 歳以上で身体的事由により来館が困難な方
- ・その他館長が来館することが困難であると認めた方

##### ②貸出申込み方法

宅配サービス利用登録を受けていただき、宅配を希望する図書館資料を電話やファックス、インターネット等により申込みを受け付けます。

##### ③宅配方法

交通手段は電動自転車を基本とし、職員が利用者の住居へ資料を直接届けます。

##### ④返却方法

貸出し期間内で日程を調整の上、職員が利用者の住居へ直接受取りに行きます。

#### (2) 祝日開館の本実施

平成 26 年度から試行実施してきた瑞穂町図書館の祝日開館について、利用者の増加傾向が続いているため、試行結果を踏まえて本実施へ移行します。

- ・試行期間の実績（祝日 1 日あたりの平均利用者数）

年度	平均利用者数
平成 26 年度（試行開始）	46.8 人
令和 2 年度	62.4 人

### (3) セミナールームの有効活用

改修後の図書館に新たに設けるセミナールームについて、予約貸出しと一般開放の2本立てで有効活用を図ります。

#### ①予約貸出し

- ・使用者は使用日の5日前までに予約の申請を行う。
- ・予約は1時間単位とする。
- ・1時間あたり300円の使用料を徴収する。  
※町の公共的団体等が使用する場合は使用料の減免あり
- ・連続しての予約貸出し日数は、一般開放への影響を考慮し連続3日を限度とする。

#### ②一般開放

- ・予約貸出し以外の時間帯は、読書や学習ができる場所として開放する。

### (4) 貸出冊数の拡大

#### ①個人貸出し

- ・上限6冊を上限10冊に拡大

#### ②団体貸出し

- ・本館の上限2,000冊を地域図書室にも適用することで、地域図書室でも団体貸出し資料の受取・返却を可能とする。

### (5) 貸出登録期間の拡大（貸出しカードの有効期間）

#### ○個人及び団体の貸出登録

- ・登録日が属する年度の3月31日までを有効期間としていた既存の登録期間を、西多摩地域広域利用の各図書館と整合を図り、現在の図書館システムにおいて登録情報の管理を的確に行えるため、登録日から3年間に拡大します。

### (6) 館内整理日の変更

書架や書庫にある資料の整理や清掃等を行う館内整理日を固定化することで、利用者に分かりやすくするとともに業務の効率化を図ります。

- ・毎月16日を毎月第3金曜日に変更

## 3 その他のサービス（予定）

1. 全館W I - F I 利用
2. タブレットパソコンの貸出
3. 新聞や法律、農業などのデータベース利用
4. 館内に自動販売機を設置
5. 西多摩衛生組合との連携事業（モバイルバッテリー貸出事業）